

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>鴻巣市大字袋字東谷一七五〇 番地先から同市大字中井字堀七 〇九番一まで</p>		区 間
六・五〇〇一五・二七	六・五〇〇一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一、六八三・三〇		延 長 (メートル)
<p>独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回路撤去 及び平成二十五年九月 十日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第 十四号の道路予定区域 の一部変更である。</p>		備 考